

社会福祉法人志豊会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 11 月 1 日～令和 3 年 10 月 31 日までの 3 年間
2. 内容 仕事及び子育ての両立支援を図ることを目的とする。

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和元年 11 月～ 該当の職員へ制度・規則の情報提供を行う。
- 令和 2 年 4 月～ 職場のマタニティハラスメントを職員に啓蒙する。

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和元年 11 月～ 管理職へ啓蒙する為、スタッフ会議（管理職会議）の場で、厚生労働省資料（冊子）を元に研修を行う。
- 令和元年 11 月～ 新たに管理職に昇格する者に対し、育児介護休業規則の研修を行う。
- 令和 2 年 4 月～ 毎年度の初月に、マタニティハラスメントを防止する研修を行う。

目標 3：有給休暇取得を促進する。

<対策>

- 令和元年 11 月～ 法に定められた有給休暇が取得できるように、管理者は、勤務作成時に調整を行う努力をしなければならない。

令和元年 9 月 27 日作成